

令和 6 年 第 1 回

印西市教育委員会臨時会会議録

令和 6 年 8 月 2 日（金）

令和6年第1回印西市教育委員会臨時会会議録

日時：令和6年8月2日（金）午後1時30分

場所：印西市役所4階 41会議室

1. 開 会
2. 開 議
3. 議事日程の報告
（議事日程）

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第1号

臨時代理の報告について（印西市教育委員会教育長職務代理者の事務の一部を委任する規則の制定）

日程第 4 議案第1号

教育長の辞職について

4. 閉 議
5. 閉 会

教育長及び出席委員（4名）

	教 育 長	大 木 弘
1 番	教育長職務代理者	寺 田 充 良
2 番	委 員	鈴 木 裕 枝
3 番	委 員	豊 田 光 弘

欠席委員（なし）

説明のため出席した職員（2名）

教 育 部 長	三 門 宣 典
教 育 部 副 参 事 （教育総務課長事務取扱）	鈴 木 圭 一

職務のため出席した職員（3名）

教 育 総 務 課 課 長 補 佐	秋 山 和 俊
教 育 総 務 課 総 務 係 課 長	清 水 純 一 郎
教 育 総 務 課 総 務 係 主 査	佐 々 木 洋 子

（13時30分）

（開会の宣告）

教 育 長 ︱ それでは、ただいまより令和6年第1回印西市教育委員会臨時会を開会

(出席者の報告)

教 育 長

いたします。

本臨時会の出席職員につきましては、印西市教育委員会会議規則第14条の規定により、教育部長、教育総務課長、教育総務課職員です。

(開議の宣告)

教 育 長

それでは、これより開議いたします。

(議事日程の報告)

教 育 長

本日の議事日程については、お手元にお配りしたとおりです。
ご了承願います。

(会議録署名委員の指名)

教 育 長

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、会議規則第31条の規定により、2番、鈴木委員を指名します。

(会期の決定)

教 育 長

日程第2 会期の決定を行います。

本臨時会の会期は、会議規則第4条の規定により、本日1日とします。

それでは、ここからの議事進行は、教育委員会会議規則第26条の2の規定により、寺田教育長職務代理者をお願いをいたします。よろしくお願いいたします。

職 務 代 理 者

それでは、これより議事の進行を行わせていただきます。

(報告第1号)

職 務 代 理 者

日程第3 報告第1号 臨時代理の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務課長。

教育総務課長

報告第1号 臨時代理の報告について。

印西市教育委員会教育長職務代理者の事務の一部を委任する規則の制定を印西市教育委員会行政組織規則第7条の2第1項の規定により、次のように臨時代理により処理したので、同条第3項の規定により報告する。

令和6年8月2日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、ご説明いたします。

報告第1号の審議資料をご覧ください。

1、制定の要旨でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項に定められている教育長が事故等で欠けた場合の教育長職務代理者につきましては、教育長の職務の全てを代理することになっておりますが、同条第25条第4項では、職務代理者が非常勤の教育委員であることなどから、具体的な事務の執行など自ら事務局を指揮監督して事務執行を行うことが困難である場合には、教育委員会事務局職員に委任または臨時代理させることが可能となっております。このこと

	から、当市教育委員会におきまして、このような場合に対応が可能となるように新たに規則を制定するものです。 規則の内容ですが、第1条では趣旨を、第2条では委任する職員の順序を、第3条では委任する事務を定めております。 具体的な委任する内容ですが、教育委員会会議の開催、運営等に関する事務を除いた全ての事務について委任することができるものと定めております。 公布及び施行日ですが、令和6年8月1日でございます。 説明は以上でございます。
職務代理者 各委員 職務代理者	これから質疑を行います。質疑はございませんか。 なし これで質疑を終わります。 以上で報告第1号を終わります。
(議案第1号) 職務代理者	日程第4 議案第1号 教育長の辞職についてを議題といたします。 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項で、教育長及び教育委員は、自己に関する事件について議事に参与することができないと規定されております。教育長は別室で待機していただきたいと思っております。
職務代理者	大木教育長退室 それでは、教育部長に辞職願を朗読していただきます。
教育部長	教育部長。 議案第1号 教育長の辞職について。 教育長の辞職について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条の規定により、教育委員会の同意を求める。 令和6年8月2日提出。 印西市教育委員会教育長、大木弘。 それでは、辞職願を朗読させていただきます。
	辞職願。 私儀、一身上の都合により、令和6年8月2日をもって辞職いたしたくお願い申し上げます。 印西市教育委員会教育長、大木弘。 印西市教育委員会様。 以上でございます。
職務代理者	教育長の辞職につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条の規定に基づき、地方公共団体の長及び教育委員会の同意を得る必要があります。
各委員 職務代理者	本件につきまして、質疑はございませんか。 なし これで質疑を終わります。

	議案第1号について採決いたします。 お諮りいたします。 議案第1号、教育長の辞職については同意することに異議ございませんか。
各 委 員 職 務 代 理 者	異議なし 異議なしと認めます。 したがって、教育長の辞職の件につきましては同意されました。 それでは、教育長に入室していただきます。 大木教育長入室
職 務 代 理 者	ここで、教育長から一言挨拶をいただきたいと思います。 教育長、お願いします。
教 育 長	それでは、このような形になりましたが、私、教育長を拝命して11年と10か月ということで、印西市の教育の一部に関わらせていただき、十分やり尽くしたとは言えませんが、まだ課題はたくさんありますが、一応の形になった部分もあります。教育委員の皆様方のご協力、そして職員の努力によるものでございますが、私として一番うれしかったのが、私の在任中にいろいろな事件、事故はありましたが、学校で命を落とすようなことはなかったということが良かったことだと思っています。 私はここで退任しますが、今後ますます印西市の教育が充実されて発展することをお祈り申し上げ、挨拶とさせていただきます。 今までありがとうございました。
職 務 代 理 者	ありがとうございました。 それでは、私の議事進行役はこれで終了し、進行を教育長にお戻しします。よろしくお願いします。
(閉議の宣告) 教 育 長	どうもありがとうございました。 それでは、以上で本日の日程が全て終了いたしましたので会議を閉じます。
(閉会の宣告) 教 育 長	以上をもちまして、令和6年第1回印西市教育委員会臨時会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。 ありがとうございました。

(13時39分)

印西市教育委員会会議規則第31条の規定により、上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年8月2日

教 育 長 大 木 弘

署 名 委 員 鈴 木 裕 枝